

第3学年 社会科学学習指導案

日 時 平成28年11月9日(水)

学 級 3年3組(男12名、女16名 計28名)

場 所 3年3組教室

指導者 三 浦 誠

1 単元名 第3章 私たちの暮らしと民主政治 第2節 司法権の独立と裁判

2 単元について

(1) 教材観

本単元は、学習指導要領の公民的分野の内容(3) 私たちと政治のイ「民主政治と政治参加」にあたり、目標は「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」ことである。その際、抽象的な理解にならないように、裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを理解させる工夫をする必要がある。また、内容の取り扱いについては、「裁判員制度についても触れ」ながら、国民の司法参加の意義について考えさせることが求められている。裁判員制度の学習は、司法への関心や信頼を高めるとともに、社会的事象への関心を高める好材料である。それは中学校社会科の目標である、社会の構成者としての公民的資質の基礎を養うことにつながるものである。

(2) 生徒観

本学級は社会科の授業への興味・関心が高い生徒が多く、授業態度は落ち着いている。一方で、社会的事象を多面的・多角的に考察したり、根拠に基づいた意見を積極的に述べることを得意とする生徒は多いとは言えない。したがって、3年生進級時より、自分の考えをノートにまとめて発表したり、定期的にディベートを取り入れたりして思考力・判断力の向上を図ってきた。その結果、少しずつ根拠を基に自分の考えを述べる事が出来る生徒が増えてきた。また、異なる意見を持つ仲間の意見に真剣に耳を傾けるようになり、相互に認め合う雰囲気が高まっている。

(3) 指導観

①本単元の指導について

本単元の指導は、我が国の司法について理解を深めさせながら、国民の一人として将来どのように司法制度に関わっていくかを考えさせる内容となる。1999年から始まった司法制度改革であるが、生徒自身が将来直接関わることもあり得る裁判員制度の学習は、一国民として社会参画する意識を育む意義がある。そこで本単元に指導にあたっては、裁判の働きや種類、仕組みを学習した後で、模擬裁判の学習を設定する。模擬裁判を通して生徒一人一人が多面的・多角的に考察し、根拠を持って評議・評決を行うことで、積極的に社会参画していく姿勢を養いたい。

②研究との関わり

研究主題「自己肯定感をもち、復興に貢献しようとする生徒の育成」

～命を大切にし、郷土を理解する活動を通して～

本校研究主題に迫るための各教科の役割は、授業を通して自己肯定感を高めることである。生徒に、どんな時に授業に満足するかアンケートを実施したところ、次のような結果であった。

【質問】「授業に満足した」と思う時はどんな時ですか。(複数解答可)

- 【回答】 1 先生の説明が分かりやすかった時 (22名)
2 先生の話聞いて、疑問に思っていたことが分かった時 (17名)
3 友達や班の人に教えてもらい、分かるようになった時 (14名)
4 自分の考えを文章にきちんとまとめることができた時 (10名)

アンケートからは、先生や仲間に分かりやすく教えてもらった時が多かった。また、自分の考えを文章にきちんとまとめることができた時や、仲間の考えを聞き、自分と違う考え方があることに気付くことができた時を選ぶ生徒は上位層に多いことも分かった。したがって、授業では分かりやすい説明を心がけるとともに、グループ活動での教え合いを取り入れる、まとめの時間をきちんと確保する、異なる価値観に気付かせる場面を取り入れるなどの指導過程の工夫が必要となる。

3 単元の目標と単元の評価規準

(1) 単元の目標

法に基づく公正な裁判の保障、司法制度改革や裁判員制度の意義について、司法に関する種々の資料を活用しながら多面的・多角的に考察して理解を深め、社会の一員として積極的に司法に関わっていく意欲を持たせる。

(2) 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
裁判の仕組みや裁判員制度に興味や関心を持ち、公正な裁判と個人の尊重や生命との尊厳との関わりなどについて、真剣に考えようとしている。	民事・刑事裁判の比較、判決に至るまでの過程や「裁判員制度」について多面的・多角的に考察してまとめ、表現している。	司法に関する種々の資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。	法に基づく公正な裁判の保障や三審制と裁判員制度の意義、司法権の独立について理解し、その知識を身につけている。

4 単元の指導計画と評価規準 (6時間計画)

	学習内容	評価規準
1	司法権と民事裁判	・国民の権利や社会の秩序を守るための私法の働き、裁判の流れや裁判所の種類について理解している。(社会的事象についての知識・理解) ・行政裁判に関する情報を収集し、その特徴をまとめている。(資料活用の技能)
2	刑事裁判のしくみ	・民事裁判との比較を通して、刑事裁判の特徴をまとめ、自分の言葉で説明している。(社会的な思考・判断・表現) ・公正な裁判と生命の尊厳との関わりについて意欲的に話し合っている。 (社会的事象への関心・意欲・態度)
3	人権を守る裁判	・三審制の仕組みや被疑者、被告人の権利を守るための制度について理解している。(社会的事象についての知識・理解)

4	裁判員制度と 司法改革	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度導入の背景や意義を正しく理解している。(社会的事象についての知識・理解) ・裁判員制度の持つ長所、短所をまとめ、今後の改革の方向性についても考えている。(社会的な思考・判断・表現)
5	模擬裁判 (本時)	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度に関心を持ち、社会の一員としての自覚を深めている。(社会的事象への関心・意欲・態度)
6	司法権の独立と 三権分立	<ul style="list-style-type: none"> ・三権分立のしくみを、それぞれの権力の具体的な関わりを通して理解している。(社会的事象についての知識・理解)

5 本時の指導

(1) 本時の目標

- ・模擬裁判を通して裁判員制度への関心を高めるとともに、社会の一員としての自覚を深めさせる。

(2) 本時の評価規準

評価規準	具 体 の 評 価 規 準	
	B 概ね満足	C 努力を要する生徒への支援
社会的事象への関心・ 意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度に関心を持ち、社会の一員として持つべき考えや姿勢を、学習シートに文章でまとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机間巡視をする。 ・裁判員裁判を経験して感じたことや、安心して過ごせる社会をつくるために必要なことは何か問いかける。

(3) 本時の指導

刑事裁判において、本当に犯罪を行った人に対して適正な刑罰を科すことは、私たちが安全に暮らすために必要である。本時は刑事裁判の模擬裁判を行うが、生徒が判決を下す場面では、判断の基準となった根拠を持たせる。また、意見交換や討論会を行い、自分の考えとは異なる視点や価値観があることにも気付かせ、思考力・判断力・表現力の向上を図る。

一方で、刑罰を科すことは人の自由や権利を奪うことを意味し、無実の人に刑罰を科したり、適正な手続きをとらずに刑罰を科すことはあってはならない。公正な裁判を行うためには、多様な考えを持った人々が慎重に議論する必要がある。事実を正しく認定し、法に則って判断する難しさを体験させ、社会の一員としての自覚を深めさせたい。

なお、資料として、法務省企画・製作DVD「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら～」を基に作成したストーリーと学習シートを用意した。法務省製作のDVDをもとにストーリーを描き下ろす許可はいただいている。

(4) 研究主題との関わり

本時の授業では、生徒は模擬裁判を通して裁判員裁判を体験するが、実際の法廷の様子を分かりやすく再現する。また、自分と異なる価値観、判断基準があることに気付かせるため、ディベートの型で評議の時間を確保した。裁判の争点や事実を整理する作業は、実際の裁判員裁判では重要な過程であり、時間をかけて評議が行われるが、時間の都合上、教師主導で確認することにした。

(5) 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	【評価】 ■資料
導入 (3)	1 課題設定	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が課題設定する。 ・間違った判決を下せば、人権を侵害するおそれがあることから、公正な評議を行うよう注意し、意識の向上を図る。 	
展開 (40)	<p style="text-align: center;">社会の一員として、私たちはどのような考えや姿勢を持つべきか。 ー裁判員制度を通してー</p> <p>2 課題の追究（模擬裁判を体験）</p> <p>(1) 冒頭陳述、被害者への証人尋問を聞く。</p> <p>(2) 裁判の争点を明らかにする。</p> <p>(3) 被告人質問、論告求刑を聞く</p> <p>3 課題解決</p> <p>(1) 事実の整理</p> <p>(2) 評議・評決</p> <p>(3) 量刑を考える</p> <p>(4) 量刑の発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判の争点は2点であることを告げる。 ・検察官冒頭陳述、被告人の発言、被害者への証人尋問で違いの点は何か質問し、発表させる。 ・腹部を狙ったのか(もみ合いの有無)、殺意の有無について、どちらが正しいか、理由をあげて発表させる。 ・学習シートに事実を整理させ、評議、評決に備えさせる。 ・事実を基に、評議を行うよう指示する。 ・一般市民の感覚を大切にし、教師が評議をまとめる。 ・量刑の参考となるよう、殺人罪（殺人未遂罪）、執行猶予について説明してから刑を考えさせる。 ・量刑はグループ単位とする。 ・グループ毎に量刑を発表させる。執行猶予をつけた場合は、その根拠も述べさせる。 ・この事例の判決を教師が紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習シート ■冒頭陳述 ■証人尋問 ■被告人質問 ■論告求刑
終末 (7)	4 まとめ 5 次時の内容の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員裁判を経験して、社会の一員としてどのような考えや姿勢を持つべきか、学習シートに文章で書かせる。 ・数名に発表させる。 	<p>【評価】学習シートの記述内容から、裁判員制度に関心を持ち、社会の一員として持つべき考えや姿勢を文章でまとめることができたか。 (関・意・態)</p>

